

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 7 日

広島県知事 横田 美香

1 事業内容

(1) 事業名

広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）自動販売機設置事業

(2) 事業概要

別紙募集要領及び仕様書による。

(3) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）※更新はしない。

(4) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件番号	施設		所在地	貸付箇所	販売形態	設置台数	位置図	貸付面積
①	呉府舎	第2庁舎 1階(入口側)	呉市西中央一丁目3-25	①-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-1	1.80m ²
	水産海洋技術センター	本館棟 南側犬走り	呉市音戸町波多見六丁目21-1	①-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-2	1.98m ²
	呉高等技術専門校	管理棟 1階ホール	呉市阿賀中央五丁目11-17	①-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-3	1.70m ²
	東広島府舎	本館 1階玄関(入口側)	東広島市西条昭和町13-10	①-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-4	1.53m ²
	農業技術センター	事務・研究棟 1階	東広島市八本松町原6869	①-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号①-5	1.50m ²
②	呉府舎	第2庁舎 1階(ふれあいコーナー側)	呉市西中央一丁目3-25	②-A	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-1	1.80m ²
	呉高等技術専門校	実習棟 I 南側犬走り	呉市阿賀中央五丁目11-17	②-B	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-2	1.50m ²
	東広島府舎	本館 1階玄関(ふれあいコーナー側)	東広島市西条昭和町13-10	②-C	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-3	1.53m ²
	西部工業技術センター	1階	呉市阿賀南二丁目10-1	②-D	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-4	1.66m ²
	光町府舎	1階	広島市東区光町二丁目1-14	②-E	缶・PET	1台(必置)	図面番号②-5	1.80m ²

※貸付けの詳細は、募集要領及び仕様書による。

(5) 入札方法

物件番号ごとに、貸付期間中の年額の貸付料で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- 本件調達の公告の日から開札日までの間のいずれかの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札手続等

- (1) 広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
- ア 交付場所
広島県総務局財産管理課（ファシリティマネジメントグループ）
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話：(082) 513-2307、ファクシミリ：050-3156-3479
メール：souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp
- イ 交付期間
令和8年1月7日（水）から令和8年1月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び広島県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間、随時交付する。
- ウ 入手方法
上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。
- (2) 入札参加資格の確認
- ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。
- イ 提出期限
令和8年1月22日（木）午後5時
- ウ 提出先
上記(1)アの場所
- エ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）による。ただし、郵送による場合は、上記イの期限までに必着することとする。
- オ 入札参加資格の確認結果の通知
令和8年1月27日（火）までに通知する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ア 入札日
令和8年2月6日（金）
- イ 入札時間
(ア) 物件番号①：午後2時30分
(イ) 物件番号②：午後3時
- ウ 場所
広島市中区基町10番52号
広島県庁本館地下第一入札室
- エ 入札書の提出方法
持参による。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 現地確認

現地確認を希望する場合は、6の問い合わせ先に申し出ること。

(7) その他

詳細は、広島県地方機関庁舎（南部・中央地域）「自動販売機設置事業者」募集要領による。

6 問い合わせ先

広島県総務局財産管理課（ファシリティマネジメントグループ）

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話：(082) 513-2307、ファクシミリ：050-3156-3479

メール：souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp